

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		是正命令
根拠条例・規則名		駐車場法
条 項		第 1 9 条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課 (電話:048-829-1399)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	第 1 9 条 都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第 1 1 条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造および設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		